

## MAMIS に関する Q&A（認定医制度関連）

### 【認定医の申請手続き】

- Q1-1 これまでは認定医の更新時期に更新申請書が都道府県医師会に送付されていたが、今後はどうなるか。
- A 認定医の更新時期には、更新申請書ではなく更新案内を窓口となる都道府県医師会に対してお送りいたします。なお、会員分および非会員分を送付するのはこれまでのとおりです。
- Q1-2 都道府県医師会や郡市区医師会が手帳管理の単位（または認定健康スポーツ医制度再研修会修了証）を確認した際、単位の入力作業は発生するのか。
- A 手帳の単位（または認定健康スポーツ医制度再研修会修了証）を MAMIS に入力する必要はありません。ただし、2025 年 4 月 1 日以降開催の、MAMIS で管理されている単位と併せて更新要件を満たしているかの確認は必要です。MAMIS より Excel ファイルをダウンロードし、必要に応じて手帳管理の単位数の管理等にご利用ください。
- Q1-3 医師会員の申請が郡市区医師会を経由している場合、郡市区医師会が承認等の作業を行い、そのうえで都道府県医師会が承認するというフローと考えてよいか。
- A ご認識の通りです。MAMIS では、医師会員の場合、申請は必ず郡市区医師会を経由します。郡市区医師会を経由せず都道府県医師会で直接申請業務を行っている場合、形式的に郡市区医師会が承認操作を行い、都道府県医師会に申請をする必要があります。
- Q1-4 MAMIS 移行が原因で、新規申請の最終受講日から 5 年が過ぎてしまった場合、新規申請はできないのか。また、MAMIS 移行が原因で有効期限が切れた場合、申請遅延の理由書の提出は必要か。
- A 認定産業医の基礎研修の研修会受講日の最終日から 5 年以内に申請いただくことにしておりますが、若干の遅延などについては個別にご相談ください。  
また、更新申請については有効期限から 6 か月の事務手続き猶予期間がありますが、当面猶予期間を 12 か月に延長いたします。猶予期間内に申請する際、有効期間内に単位を取得していれば理由書の提出は不要です。
- Q1-5 MAMIS による申請手続きの際、申請者から都道府県医師会等へ郵送が必要な書類はあるか。

A 申請手続きの際、郵送が必要な書類は以下の通りです。なお、申請者の状況や都道府県医師会の運用により不要となる可能性があります。

- ・産業医学研修手帳（申請にシール形式の単位を使用する場合のみ）
- ・審査・登録料（都道府県医師会により対応は異なります）

Q1-6 MAMIS から申請手続きが行われた場合、各都道府県医師会等に通知があるのか。

A 都道府県医師会への個別の通知はありません。MAMIS の事務局画面にて、申請者の情報が表示されることをもってご確認ください。

Q1-7 認定医の申請が MAMIS で行われるようになった際の審査・登録料の取扱いはどうなるか。

A 現時点では、これまで通り都道府県医師会にて徴収いただき、都道府県医師会から日本医師会へ、申請と併せて審査・登録料をお振込みいただきます。申請者からの徴収方法は問いませんので、各都道府県医師会のやり方にて徴収とその確認をお願いいたします。

なお、MAMIS で審査・登録料の収納代行機能の実装を検討しておりますが、現時点での実装時期や方法は未定です。

Q1-8 MAMIS で更新・新規申請手続きが出来ない認定医がいる場合、都道府県医師会や郡市区医師会で代理申請できるか。

A 代理申請は可能です。

Q1-9 MAMIS で認定健康スポーツ医を更新する際、「実践活動報告」はどのように行うか。

A MAMIS の申請画面上に実践活動を入力する欄があります。また、実践活動に係る資料（写真または PDF ファイル）をアップロードすることも可能です。

Q1-10 認定健康スポーツ医の「新規申請の要件」別の申請方法を知りたい。

A ①日医健康スポーツ医学講習会の修了（2025年3月31日まで）による申請

→手元の修了証の写真または PDF ファイルをアップロードし申請します。

②日医健康スポーツ医学講習会の修了（2025年4月1日以降）による申請

→MAMIS 上に受講記録があることを確認したうえで申請を行います（修了証は発行されません）。

③日本整形外科学会認定スポーツ医、日本整形外科学会スポーツ医学研修会総論修了者、日本スポーツ協会公認スポーツドクター、日本スポーツ協会公認スポーツドクター養成講習会基礎科目修了者による申請

→証拠となる書類等の写真または PDF ファイルをアップロードし申請します。

Q1-11 海外に留学する場合など期間外の申請をする場合、どのような対応になるか。

A 留学などの期間外申請については、今後も理由書や都道府県医師会から依頼状の提出が必要です。これらは MAMIS で受付できませんので、これまで通り別途日本医師会へご提出ください。

Q1-12 これまで医師会非会員が新規申請を行う際は医師免許証の写しが必要だったが、MAMIS による申請の場合はどうなるか。

A 医師会に全く所属していない方は、医師であることの確認のため、医師免許証の写しの提出が必要です。申請画面にて、写真または PDF ファイルをアップロードしていただきます。

## 【研修会の受講・単位登録】

Q2-1 MAMIS における研修会や受講者の管理方法について情報が欲しい。

A 研修会や受講者の管理方法に関しては以下の QA のとおりです。その他の詳細は後日ご案内いたします。

Q2-2 マイページ登録未完了（医師会員などマイページがあるもののログイン操作をせず、登録が完了していない状態）の場合、単位付与はできないのか。

A マイページ登録未完了でも単位の付与は可能ですが、単位取得状況が閲覧できない、各種手続きが行えない等の不都合が生じます。登録完了していただくようご案内ください。

Q2-3 受講実績登録（単位登録）の際、生涯教育制度における全国医師会研修管理システムのように、受講者情報を検索のうえ登録できるか。

A 医師会事務局であれば、受講者の医籍登録番号等から MAMIS 上の医師を検索し、ひとりひとり登録することは可能です。多数の受講者がいる場合は CSV ファイル等でリスト化したものをアップロードする方法を用意しています。登録方法は各医師会にてご検討ください。なお、医師会以外の団体が受講者情報を登録する場合は、CSV ファイルでのみ登録が可能です（詳細は別途ご案内します）。

Q2-4 1 か月以内に単位を登録するように案内されているが、1 か月を超えると登録できないという意味か。もしくは登録の目安としての期間か。

A 1 か月はあくまで目安です。受講者が閲覧できるよう早めに登録いただくことが望ましいですが、数百人単位の研修会や複数日にまたがるものはすぐには対応が難しいと考えられます。1 か月を過ぎる場合は、予め受講者への説明を徹底するなど、受講者が不安を感じない対応を行ってください。

- Q2-5 産業医の基礎研修会の中には、都道府県医師会を主催とするものの郡市区医師会が運営を担う研修会がある。この場合、受講実績登録作業を行うのは主催者である都道府県医師会となるのか。
- A 受講実績登録用の CSV ファイルは郡市区医師会でも作成可能ですが、その後の MAMIS への登録作業は都道府県医師会が行うこととなります。
- Q2-6 研修会主催者が受講者の医籍登録番号を確認する際はどのようにすればよいか。医師免許証の写しの提出が必要か。
- A 事前に正しい情報を報告いただくよう案内を行ったうえで、受講者自身から申し出のあった医籍登録番号を正しいものとして扱ってください。受講実績登録時に情報が間違っていることが発覚した場合は、個別に受講者に確認を取ってください。なお、医籍登録番号の桁数がおかしい等、明らかに間違っていると思われる場合は事前に受講者にご確認ください。
- 医師会員であれば、医師会事務局が MAMIS で検索することにより情報の確認が可能です。
- Q2-7 都道府県医師会が主催する研修会において、他県から参加する受講者がいる場合、当該受講者の受講実績登録を主催者である都道府県医師会が行うことは可能か。
- A 他県から参加した受講者の場合でも、CSV ファイルをアップロードすることにより主催者が受講実績登録をすることは可能です。
- Q2-8 郡市区医師会主催の研修会の申請は都道府県医師会を経由するのか。
- A 郡市区医師会からの研修会申請はまず都道府県医師会に上がり、都道府県医師会が承認することで日本医師会に上がります。
- Q2-9 外部団体が開催する研修会の受講実績登録作業を都道府県医師会が行うことは可能か。
- A 可能です。
- Q2-10 受講実績登録用の CSV ファイルをアップロードする際、エラー箇所や登録できなかった受講者等は表示されるか。
- A CSV ファイルと MAMIS 内の情報に齟齬があった場合はエラーとして表示されます（詳細は別途ご案内します）。
- Q2-11 講師へ単位付与する場合も、受講者情報と同じ情報項目が必要か。
- A 受講者情報と同じ情報項目が必要です。

Q2-12 認定医に係る単位に加え日本医師会生涯教育制度の単位も取得できる研修会について、それぞれ別に CSV ファイルを作成し、単位を登録する必要があるか。

A 2025 年 4 月に既に承認されている研修会および 5 月・7 月承認予定の認定医研修会については、従来通り別々の対応となります。

9 月以降承認予定の認定医研修会は、認定医制度や生涯教育制度といった単位の種類にかかわらず研修会の申請と実績登録は一括で可能となります。これは、ひとつの研修会で認定産業医と認定健康スポーツ医の単位を付与する場合も同様です。

### 【MAMIS マイページ登録関連】

Q3-1 医師会を退会された産業医の先生は、医師会所属時に発行された ID とパスワードでそのまま MAMIS のマイページを使用できるか。

A 発行時の ID とパスワードの使用は可能です。

Q3-2 研修会受講者の情報として「メールアドレス」が必須であるが、MAMIS に登録されているアドレスでないといけないのか。

A MAMIS に登録されているアドレスでなくても構いません。

Q3-3 マイページの初回ログインを医師会事務局が代理で行う際、ダミーのメールアドレスを登録した。ダミーのままでもいいか。

A 最終的には、先生が使用する固有のメールアドレスに修正してください。

以上